平成 28 年度 逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書

平成 29 年 2 月

1. はじめに

平成26年3月3日に全部改正され、公布・施行された「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」(以下「条例」という。)及び「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)に基づき平成27年3月19日に設置された「逗子海水浴場の運営に関する検討会」(以下「運営検討会」という。)において、逗子海水浴場ルール(以下「ルール」という。)に関すること、ファミリービーチとしての振興に関すること及び条例・規則に関することについて、平成28年度中に協議・検討を重ねたものを報告書として取りまとめ、市長に報告するものである。

2. 運営検討会の活動

運営検討会では、条例・規則及びルールについての協議、海の家の営業時間・音楽、逗 子海水浴場の振興策について議論を重ねた。

海水浴場開設期間前は、今年度のルール全般について検討を行った。海の家に関するルールについて、昨年度は個々の海の家に対する条例等ルールの周知・理解不足による違反があったことから、違反行為をより客観的に確認するためにチェックリスト・イエローカードや組合員によるマナーアップ警備員パトロールへの同行などが提案された。

また、海水浴場開設期間中は「逗子らしい安全安心で快適な魅力ある海水浴場」を推進していくために、課題や目的を共有する合同パトロールを実施し、海水浴場の現状を定期的に確認した。

海水浴場開設期間終了後は、今年度の逗子海水浴場の総括や翌年度に向けた課題の整理、 振興策等を議論し、「逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書」(以下「報告書」という。) を作成した。

なお、運営検討会の現メンバーの任期は、報告書を市長に提出後に終了となる。

検討会開催一覧

回 数	日 時	備考
第 10 回	平成 28 年 3 月 17 日 14:30~16:30	平成 28 年度ルール検討等
第11回	平成 28 年 4 月 8 日 14:30~16:30	平成 28 年度ルール検討等
第 12 回	平成 28 年 5 月 12 日 14:30~16:30	平成 28 年度ルール検討等
第 13 回	平成 28 年 10 月 6 日 14:30~16:30	平成 28 年度海水浴場総括
第 14 回	平成 28 年 11 月 11 日 14:30~16:30	課題の整理・振興策の提案
第 15 回	平成 28 年 12 月 8 日 14:30~16:30	平成 28 年度報告書検討等
第16回	平成 29 年 1 月 17 日 14:30~16:30	平成 28 年度報告書検討等

合同パトロール実施一覧

番号	実施日時	参加者
1	平成 28 年 7 月 16 日 18:00~19:00	22名
2	平成 28 年 8 月 10 日 18:00~19:00	3 2名
3	平成 28 年 8 月 27 日 18:00~19:00	27名

3. 条例・規則・ルール

■利用者に関する内容

く実施状況>

利用者に関するルールについては、平成26年度から実施している「砂浜でのバーベキュー」、「砂浜での飲酒」、「他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出」、「スピーカー等を使用して、音又は音声を流すこと」の条例禁止事項を含め、昨年度と同様のルールでの運営が今年度も継続された。

<報告>

利用者に関する条例・規則・ルール(以下「条例等」という。)も3年目となり、徐々に 利用者から認知されてきたことにより、大きな事故・問題も発生せず、条例等が守られた ため、家族連れや若い世代、子どもたちも楽しめる海水浴場となったことを受けて、条例 等の内容について継続を求める意見が多かった。

一方で条例等を意図的に守らない利用者や、条例等を理解できない外国人などが一部見受けられた。その中には入れ墨・タトゥーの露出が目立つとの意見もあった。周知・啓発を強化して条例等を守らない利用者が居づらい雰囲気づくりをさらに推進していくべきとの意見が多かったが、条例等を守らないことは利用者個人の問題であり、それをもって利用者全体を規制強化することは望ましいものではないので控えるべきといった意見も挙がった。

外国人に対しての周知の具体的な提案として、次のようなものが挙がった。

- ・外国人向けのチラシの設置(駅、商店街の電柱や店の扉など)
- ・特定の言語のルール周知強化
- ・大使館へ外国人マナーの周知・協力呼びかけ
- ・定住外国人の勤務先への周知
- ・外国語を話せるガイドによる周知啓発
- ・ホームページの外国語版ページの新設

また、水上バイクのマナーや騒音の問題が見受けられたため、水上バイクもルール・マナー違反をしづらい雰囲気づくりをしていくべきとの意見が挙がった。さらにマナー向上だけでは無理があり、他市町を参考にして、ルールで規制すべきとの意見もあった。

<意見>

(海水浴場の風紀)

- 海水浴場内での大きな事故・問題もなく、穏やかなものであった
- 家族連れや若い世代、子どもたちも楽しめるような海水浴場になった
- 純粋に海水浴を楽しむ環境づくりもできてきていると感じる
- 海岸組合や市が行った取組みによりごみや騒音の問題が未然に防げたと思う
- 条例等を意図的に守らない者が居づらい雰囲気づくりがされてきている
- 条例等を守っていない者を個人で注意することは難しいと思うが、地域で啓発を促す

方法も考えるべき

(ルールを守らない利用者)

- ルールを守らない利用者の居づらい雰囲気は維持のみでなく強化してもらいたい
- ルールを意図的に守らず、マナーアップ警備員の指示にも従わない利用者を海水浴場 から退出させる体制が必要
- ルールを守らない利用者個人の問題であり、利用者全体を規制する方向は控えるべき
- 依然として存在する条例・ルールを意図的に守らない者や条例・ルールを理解できない外国人への周知啓発が課題

(入れ墨・タトゥーの露出)

- 入れ墨・タトゥーの露出が目立ったと感じるため、より周知を強化してもらいたい (外国人)
 - 駅、商店街の電柱や店の扉など胸~目の高さに外国人向けのチラシを設置して周知・ 啓発を強化すべき
- 注意を聞かない特定の外国人が目立ったため、対象の言語のルール周知は強化すべき
- 大使館に外国人のマナー周知の協力を呼びかけてはどうか
- 日本に定住している外国人の多くが勤める場所や住む場所にアプローチするべき
- 外国語を使える人を雇って、意思疎通を可能にする手法もある
- 外国人労働者が多いと聞く工場へ直接周知すべき
- 横須賀市に外国人労働者の多い地域を聞き取りする手法もある
- 大使館への周知・協力呼びかけの実施は難しいと思う
- 監視所からの放送を日本語・英語だけでなく多国語対応してもらいたい

(水上バイク)

- 水上バイクのマナー、騒音の問題が見受けられた
- 水上バイクはマナー向上だけでは無理があり、他市町を参考に規制すべき
- 水上バイクもルール・マナー違反をしづらい雰囲気づくりをしていくべき
- 海・浜ルールブックの改訂を検討してもらいたい

■海の家に関する内容

海の家の営業時間

<実施状況>

昨年度の試行的実施において、周辺住民への影響も少なく、大きな混乱や風紀の乱れがなかったことを受け、今年度の海の家の営業時間は、原則 18 時 30 分までとし、市長が条例・規則及びルールを遵守していると認める海の家については、土曜日・日曜日・祝日及び8月 15 日を含む週の平日並びに逗子市観光協会が主催、共催又は後援する海水浴場の活性化に資するイベントが 18 時以降まで開催されることが見込まれる日について 20 時まで許可された。

<報告>

今年度の営業時間で問題は発生していなかったとの意見が多く、今年度実施した期間や 時間の規制強化を求める意見はなかった。

この夏の状況をみれば、利用者が夕涼みを楽しむために今年度実施した期間や時間を緩和しても問題がないといった意見が多かったが、今年度実施した営業時間の内容を維持すべきといった意見もあった。

逗子海岸営業協同組合(以下「海岸組合」という。)からは、営業時間の設定にあたり、組合員によるマナーアップ警備員パトロールの同行・海岸中央入口でのプラカード声掛け・地域清掃・シンボルロードのパトロール・啓発ポスターの設置といった対策を講じたうえ、全日程において20時までの営業としたいとの提案があった。この提案について、反対はなかった。

<意見>

(ルールの緩和)

- 利用者にわかりやすくするため、期間中統一した閉店時間で営業したい
- 今年度の状況をみれば、営業時間を 20 時までに期間中統一しても問題が発生する不安 は感じない
- 営業時間がもう少し長いと来場客がより楽しめる海水浴場になると感じる
- 利用者目線であれば近隣市町の営業時間と合わせていくべき
- 延長した日に関して、海岸組合が今年度に実施したゴミ清掃・パトロール同行・砂浜 から出てくる利用者への声かけなどを責任をもって継続するのであれば問題ない

(ルールの維持)

- 20 時まで営業し利用者に夕涼みを楽しんでもらうことは理解でき問題ないが、それより更に営業時間が遅くなっていくとファミリービーチのイメージとかけ離れてしまう
- 海岸組合の努力により懸念のあった海水浴場から帰る利用者と住民とのトラブルもなかったが、あと2年、条例改正から5年は今年度の状態を維持した方がよい

(海岸組合の提案)

- シンボルロードのパトロールを全日程実施するなら、治安の維持が見込めるため全日 20 時までという営業時間でいいと思う
- ラストオーダーの時間は明記すべき
- 今年のルールではラストオーダーの時間の明記はなかったが、特に問題なかった
- 客の退出する時間は明確にした方が誤解を招かないと思う
- 客の退出時間について、商売という性質上、ルールの文言を変えず、運用基準として 考えるべき

海の家の音楽・イベント

く実施状況>

昨年度の試行的実施において、周辺住民への影響も少なく、大きな混乱や風紀の乱れがなかったことを受け、今年度は海の家の音楽について、音楽イベントを原則禁止とした上で、出力をしぼった重低音を発生させない機器を市と海岸組合が指定した位置・向きで海の家に設置する条件でBGMを流すことを許可し、更に結婚パーティでの音楽及びマイクの使用について海岸組合を経由して市が許可することで認めた。

<報告>

今年度の海の家の音楽については、問題がなかったとの意見が多かった。現状のルールで問題がないことや、ルールを緩和した場合にイベントの拡大解釈を懸念する意見が挙がったこともあり、現状維持の意見が多かった。

また、7月中の閑散期に市民の発表の場として海の家を活用した音楽イベントの提案があった。

<意見>

(ルールの維持)

- 現状のルールで問題なかったと思う
- ルールを緩和した場合、拡大解釈したイベント実施といったことになる恐れがある
- 市民による活用は現状のルールで十分可能と考えられ、ルール変更の検討は必要ない
- 各海の家でのイベント実施を検討するにしても、同じ店で何回も実施するようなこと は控えてもらいたい

(ルールの緩和)

- 音楽がないと海水浴場が寂しく感じるので、音楽で活性化してほしい

(提案)

- 7月中の閑散期に市民の発表の場として海の家を活用した音楽イベントなどを開いて はどうか

チェックリスト・イエローカード

く実施状況>

昨年度は個々の海の家に対する条例等ルールの周知・理解不足による違反があったことから、違反行為をより客観的に確認するためにチェックリスト・イエローカードを導入した。

(チェックリスト・イエローカード)

- ・市職員、マナーアップ警備員もしくはマナーアップ警備員のパトロールに同行している腕章を付けた任意の検討会メンバーが、チェックリストに記載された各項目(出店者証、入れ墨の露出、音楽、利用者の酒の持ち出し、閉店時間、その他)の行為を確認した場合、速やかに是正するように注意・指摘したうえで、注意書(以下「イエローカード」という。)を1枚発行する。ただし、「酒の持ち出し」項目については、1日のうちに3回注意するごとにイエローカードを1枚発行する。
- ・1週間以内に同じ項目でのイエローカードが2枚となった場合、翌週の土日の2日間(または翌日から平日3日間)の18時30分以降の営業はできないものとする。 また、イエローカードが当該シーズン中に5枚累積した場合、1点減点とする。

<報告>

個々の海の家の従業員をはじめ海岸組合全体が条例等ルールへの共通認識を深め、ルールが守られた海水浴場となったことを受けて、継続を求める意見が多かった。

<意見>

(ルールの維持)

- 現状のルールで問題なかったと思う

海岸組合員によるマナーアップ警備員のパトロール同行

く実施状況>

今年度はマナーアップ警備員のパトロールに海岸組合員が次のとおり同行した。

- ・マナーアップ警備員が実施する巡回に 14 時・16 時・18 時 (海の家の閉店時間が 18 時 30 分の日はなし)・閉店時に同行する。
- ・18 時(18 時30 分閉店の日は閉店時)パトロールに、市民が同行できるものとする。

<報告>

パトロール同行は利用者及び従業員へのルール等条例の周知啓発に貢献し、大きな事故・問題も発生せず、風紀の乱れもなかったことから、継続を求める意見が多かった。

<意見>

(ルールの維持)

- 現状のルールで問題なかったと思う

4. 逗子海水浴場の振興策の提案

<報告>

逗子海水浴場の振興策に関して、シャワー時間の延長及び排水を海に流さないための下水道整備を市へ要望する。また、養浜については、かつて白砂青松と言われた逗子海岸に基づいたものを県に要望する。そのほかにも下記のような意見が挙がり、次の運営検討会への提言とすることとなった。

<意見>

- トイレ・シャワーなどの施設の整備が不十分
- ゴミ箱の増設を検討してもらいたい
- カラスの口害を抑える手法を継続・強化してもらいたい
- 民間が主導で海水浴場の魅力を作っていく方向に移行すべき
- クラゲネットの設置などクラゲ対策を検討してもらいたい
- 国の補助金を利用して、排水を海に流さないなど、環境の改善をしてもらいたい

5. その他

<報告>

海岸組合による地域清掃活動、海の家閉店後の海水浴場から帰る者への呼びかけは、地元住民から高い評価となっていたことを受け、海岸組合へ活動の継続を要望した。

そのほかにも下記のような意見が挙がり、次の運営検討会への提言とすることとなった。

<意見>

- 海岸組合による海水浴場から帰る人への呼びかけは地域住民から非常に好評であった ので継続してほしい
- 年間を通して、海水浴場マナーや逗子海岸のPR・ブランディングを行うべき
- 海岸通路の水たまりは海水浴場のイメージダウンになると感じる
- 養浜の砂の種類を明るい色のものになるよう再検討してもらいたい
- 海岸組合は外国人による出店について検討すべき、少なくとも日本語が話せない外国 人の出店はサービスの低下につながる
- 海の家の出店者が逗子市民かどうか確認するなど、海の家の収益が市に還元されるような仕組みができるといい
- シンボルロードのパトロールについて、検討会メンバーや他の市民団体等と地域で協力できるといいと思う
- パトロール中のトラブルが起きることも踏まえて、警備は市が責任をもって実施し、 海岸組合がその警備費用を負担すべきだと思う
- シンボルロードのパトロールを客の滞留がなくなるまで続けてもらいたい
- カラスの口害について今年度同様の対策を海岸組合にお願いしたい
- 逗子市が海岸・海水浴場を今後どうしていきたいか表明してもらいたい
- 監視所からの放送でごみの持ち帰りについて外国人対策として英語での放送をしても らいたい
- 海の家を貸切で利用する権利をふるさと納税の対象にしてはどうか
- 海の家の建築資材が飛散等したことにより、他者に被害が出た場合には、海岸組合が 誠実な対応をとるものとし、市は事態の解決に努めてほしい
- 警察官の監視所立ち寄りが平成27年度と同程度実施されるよう要望してほしい